

地域子ども・子育て支援事業について

平成27年1月

目次

【総論】

地域子ども・子育て支援事業の概要について	2
子ども・子育て支援交付金について	4

【個別事業】

①利用者支援事業	5
②地域子育て支援拠点事業	12
③妊婦健康診査	14
④乳児家庭全戸訪問事業	16
⑤養育支援訪問事業	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	16
⑥子育て短期支援事業	17
⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	18
⑧一時預かり事業	19
⑨延長保育事業	26
⑩病児保育事業	34
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	35
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	42
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	46

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【一部新規】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業【一部新規】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業【一部新規】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【一部新規】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【一部新規】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

子ども・子育て支援交付金について

平成27年度予算案
942億円

事業概要等

【事業概要】

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、）一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

※ 妊婦健診については従前どおり（市町村10／10）

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】

1／3（都道府県：1／3、市町村：1／3）

※ 従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例（都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み）については廃止。

執行については内閣府において実施。

対象事業

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業【一部新規】 | ⑧養育支援訪問事業 |
| ②延長保育事業【一部新規】 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 | ⑩一時預かり事業【一部新規】 |
| ④多様な主体の参入促進事業【一部新規】 | ⑪地域子育て支援拠点事業 |
| ⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
【一部新規】 | ⑫病児保育事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | |

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

実施施設ごとにいずれかの類型を選択して実施。

「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)

「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態

地域連携については、行政がその機能を果たす。

(主として、行政機関の窓口等を活用。)

(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)

「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

継続的な把握、支援プランの策定を実施

(主として、保健所・保健センター等を活用。)

連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

利用者支援実施施設

(子育て親子の身近な場所)

個別ニーズの把握、
情報集約・提供
相談

利用者支援専門員

保健・医療・福祉などの関係機関(役所、保健所、児童相談所等)

保育所

幼稚園

認定こども園

放課後児童クラブ
・児童館

教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用支援・援助

(案内・アフターフォローなど)

ファミリー・サポート・
センター

家庭児童相談
(児相)

地域の保健師
(保健所)

指定障害児
相談支援
事業所

子どもを預けたい
子どものことで気がか
かることがある
等々



子育て中の親子など

子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の役割について

子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・保護者の選択に基づき、
- ・多様な施設・事業者から、
- ・良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

車の両輪

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。
(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・ 地域全体の子育て家庭のニーズ (潜在的ニーズも含む) を基に「需要」を見込む。
- ・ 需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせた、「供給」体制を確保。

利用者支援事業

- ・ 個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるような支援。(「利用者支援」)
- ・ 利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。(「地域連携」)

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター（保健師）

など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携

個別ニーズの把握

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！

連携

連携

本事業が行われる施設等の職員

利用者支援専門職員

本事業が行われる施設等の職員

利用者支援事業(母子保健型)について

母子保健に関する相談にも対応するため、**利用者支援事業に「母子保健型」を新設し、**妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を整備**する。

利用者支援事業の(母子保健型)については、**保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定**することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する。

平成26年度は、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として実施。平成27年度からの本格実施にあたり、利用者支援事業に移行。



妊産婦等

相 談



助言・指導

- ・ 様々な悩み等に対する相談支援
- ・ 必要な支援をコーディネート
- ・ 支援プランに基づいた助言・指導

子育て世代包括支援センター (利用者支援事業(母子保健型))

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施

保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定



関係機関

- ・ 医療機関 (産科等)
- ・ 保健所
- ・ 児童相談所
- ・ 子育て支援機関
- ・ 利用者支援実施施設
- ・ 民間機関



連携・委託

【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

産前・産後サポート事業(子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援)

妊娠に関する普及啓発

妊婦健診

全乳児家庭
戸訪問
事業

産後ケア事業(心身のケアや育児サポート等)

定期健診

予防接種

養子縁組

不妊相談

両親学級等

子育て支援策

- ・ 保育所
- ・ 里親
- ・ 乳児院
- ・ その他子育て支援策

市町村子ども・子育て支援事業計画における 利用者支援事業「母子保健型」の取扱いについて

新たに創設することとした「母子保健型」の実施内容について、平成26年度では、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の1事業（母子保健相談支援事業）として実施しているが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日に閣議決定）において、「子育て世代包括支援センター」として全国展開を目指す方向性が打ち出されたことなどを受け、平成27年度からの本格実施することとした。

本格実施に当たっては、母子保健相談支援事業が利用者支援事業の定義に該当しうる内容であり、また、子ども・子育て支援法による法的根拠のもとで長期的・安定的な事業を行う観点から、地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業の一類型として位置づけることとした。他の地域子ども・子育て支援事業と同様、子ども・子育て支援法に基づく国、都道府県（広域調整等）、市町村（実施主体）の適切な役割分担の下で、住民ニーズを踏まえ、積極的な事業展開を図っていただきたい。

地域子ども・子育て支援事業は、基本的には、「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という）に基づき、国・都道府県から財政支援が行われる仕組みである。

ただし、「母子保健型」は、平成27年度予算編成過程で利用者支援事業の一類型に位置付けることとしたものであるため、各市町村が現在策定中の事業計画には盛り込まれていない。

このため、「母子保健型」を実施する市町村においては、少なくとも今期事業計画期間中に計画の見直しを行う場合や次期の事業計画の策定の際に、事業計画に盛り込むこととしていただきたい。

そのことを前提として、当面は事業計画上の位置付けがなくとも、財政支援の対象とすることとしており、都道府県におかれても同様の取扱いをお願いしたい。

妊娠・出産包括支援事業の財源について

母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等からなる妊娠・出産包括支援事業について、**母子保健相談支援事業については利用者支援事業「母子保健型」として実施。**

各事業を実施するための財源については、**利用者支援事業（母子保健型）は地域子ども・子育て支援事業の交付金により実施し、産前・産後サポート事業又は産後ケア事業のいずれか一方若しくは両事業に要する経費等は、母子保健衛生費補助金により実施**

1. 母子保健型（利用者支援事業として実施）



2. 利用者支援事業（母子保健型）+ 産前・産後サポート事業又は産後ケア事業（2事業型）



3. 利用者支援事業（母子保健型）+ 産前・産後サポート事業 + 産後ケア事業（3事業型）



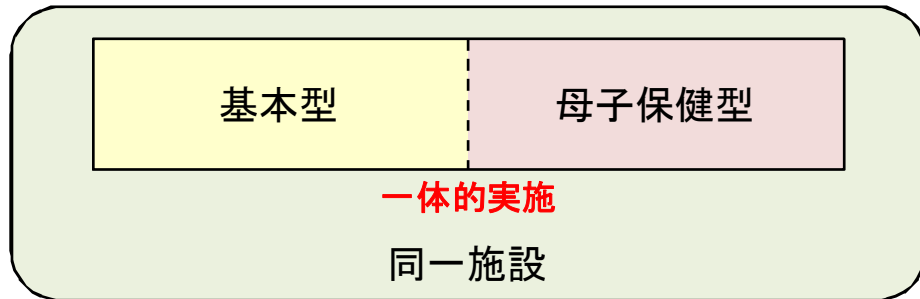
この他、母子保健衛生費補助金では、事業の実施場所の修繕や都道府県によるニーズ把握調査について支援する。

「基本型」と「母子保健型」の連携について

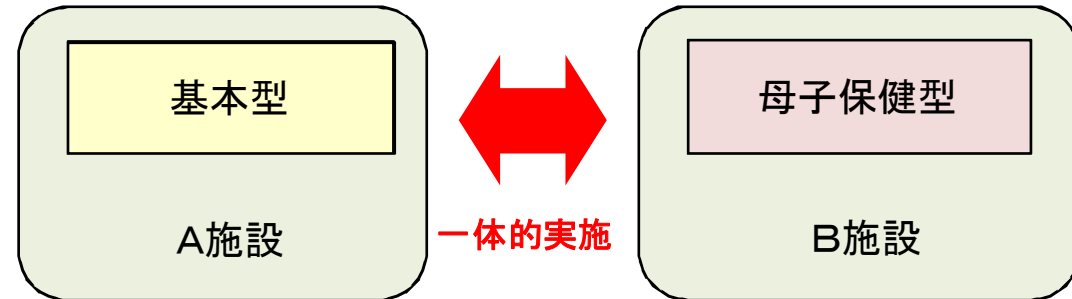
利用者支援事業の「基本型」と「母子保健型」については、いずれの機能も重要であるため地域の実情に応じて、以下のいずれかのパターンで事業を充実させることを可能とする。いずれにしても、十分な連携が必要。

両類型を一体的に実施し、妊娠・出産期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行えるよう、**ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を創設**。計画的に整備し、全国展開を図る。

パターン1 両類型を同一の施設で実施する場合

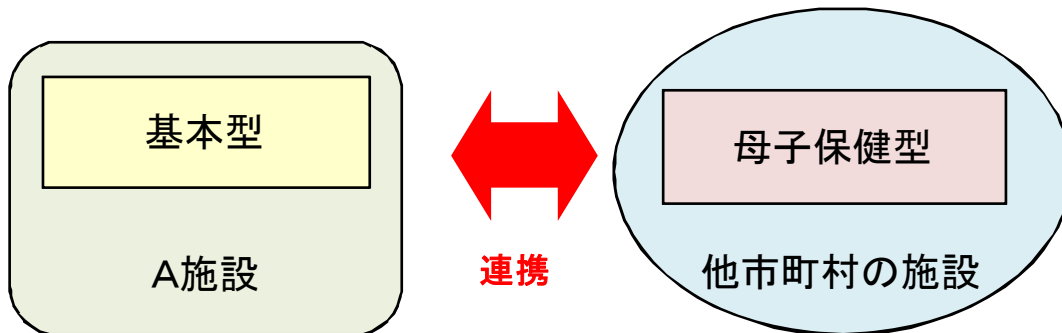


パターン2 両類型を異なる施設で実施する場合



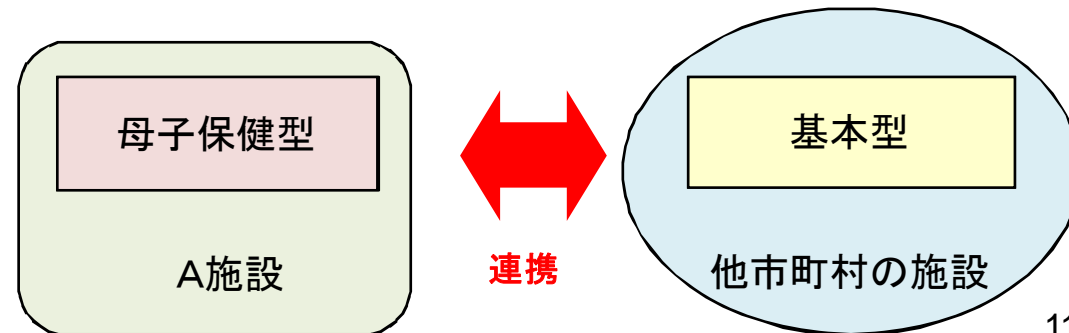
パターン3 「基本型」のみを実施する場合

他市町村で実施している「母子保健型」と連携する方法や、基本型自体に妊産婦の支援機能を充実させる方法。



パターン4 「母子保健型」のみを実施する場合

他市町村で実施している「基本型」と連携する方法や、就学前児童などの子育て支援機能を充実させる方法。



地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成25年度実施か所数
(国庫補助対象分・
少子化室調べ)

6,233か所



地域で子育てを支える

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・<u>出張ひろばの実施(加算)</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・<u>地域支援の取組の実施(加算)</u> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 	<p>①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

妊婦健康診査について



根拠

○ 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない

妊婦が受診することが望ましい健診回数

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成25年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施(平均14.04回)
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、すべての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、すべての市区町村で実施
- 受診券方式の市区町村のうち標準的な検査項目を実施する市区町村は58.9%

公費負担の状況

- これまで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充した。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行。

子ども・子育て関連法における妊婦健診の位置付け

趣旨

- 妊婦健診は、安全・安心な出産のために重要であることから、子ども・子育て関連法案では、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるとともに、市町村計画に見込み量等の記載を義務付けることなどにより、妊婦健診の確実な実施を図ることにしている。

1. 子ども・子育て支援法

- ① 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として、母子保健法に基づく妊婦健診を位置付ける。【第59条第13号】
- ② 市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」(*)に、地域子ども・子育て支援事業の見込み量、提供体制の確保の内容及びその実施時期の記載を義務付ける。【第61条第2項第2号】
(*) 「市町村は、基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。」(第61条第1項)

2. 母子保健法の改正(関係法律の整備法)

- 厚生労働大臣が、妊婦健診の実施について「望ましい基準」を策定するものとする。【第13条第2項を新設】
* 現在は、課長通知で、公費負担回数や実施時期の考え方、妊婦健診の内容等について示している。

児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

【平成24年度実施率:94.1%】

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

連携

母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

要保護児童対策地域協議会

【設置率:98.4%(平成24年4月1日)】

調整機関 (養育支援訪問事業 中核機関)

進行管理



養育支援訪問事業

【平成24年度実施率:67.3%】

訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

進行管理

連携

その他の支援

(児童相談所による対応等)

特に必要なケース

特に必要なケース